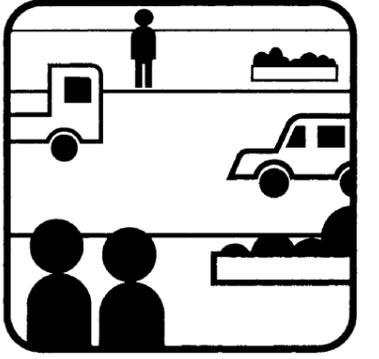
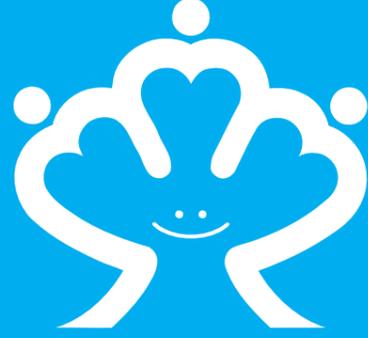


3

道路



1 歩道等

■基本的な考え方■

歩道等は高齢者、身体障害者等を含む歩行者にとっての移動の動線として重要なものである。
歩道が連続的に整備され、その上で、安全が確保され、さらに通行上の快適性についても配慮することが望まれる。

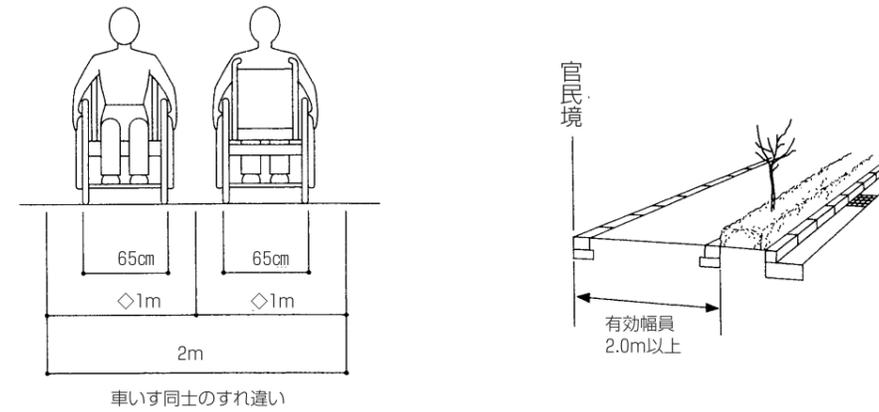
整備基準

1 歩道、自転車歩行者道その他これらに類するもの(以下「歩道等」という。)

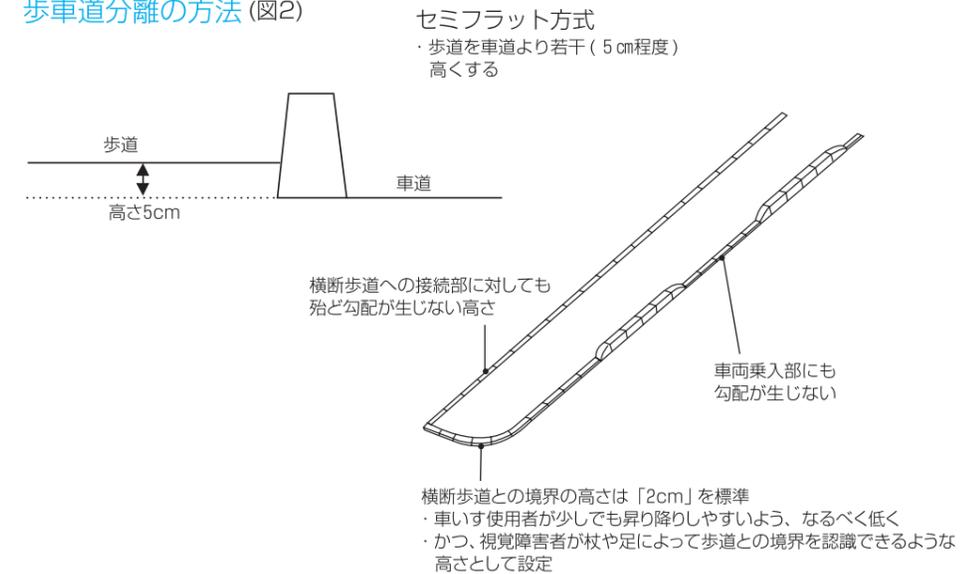
歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- (1) 歩道等の有効幅員は、2メートル(自転車歩行者道の有効幅員は、3メートル)以上とすること。
- (2) 路面は、水はけがよく、粗面とし、又は滑りにくい材料で平坦に仕上げること。
- (3) 縁石、防護柵、植樹帯その他これらに類する工作物により車道と明確に分離すること。
- (4) セミフラット形式を標準とすること。
- (5) 横断こう配は、1パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、2パーセント以下とすることができる。
- (6) 次の部分の段差を切り下げること。
 - ア 歩道等の巻き込み部分
 - イ 横断歩道と接する部分
 - ウ 横断歩道が中央分離帯を横切る部分
- (7) 段差の切下げ部分のすりつけこう配は、5パーセント以下とすること。
- (8) 切下げ部分の段差は、2センチメートルを標準とし、角をとること。
- (9) 排水溝を設ける場合においては、車いすのキャスター、松葉杖等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。
- (10) 次に掲げる歩道等には、線状ブロック及び点状ブロック(それぞれ黄色その他の周囲の路面との色の明度の差又は輝度比が大きいこと等により容易に識別できるブロック(縦横それぞれ30センチメートルでJIS(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格をいう。)T9251に適合するものに限る。)に限る。以下この表において同じ。)を敷設すること。
 - ア 市街地を形成している地域の歩道等
 - イ 市街地以外で視覚障害者の歩行が多い歩道等及び公共交通機関の駅及び停留所と視覚障害者の利用が多い施設を結ぶ歩道等

歩道幅員決定の根拠(図1)



歩車道分離の方法(図2)



視覚障害者誘導用ブロック(図3)

